

容量市場 実務説明会 (実効性テスト)

2021年12月

電力広域的運営推進機関

1.本資料の対象業務	……03
2.実効性テストに係る業務の全体像	……07
3.電源等リストの登録手続き	……08
4.電源等リストの変更手続き	……16
5.実効性テスト前手続き	……18
6.実効性テストの実施	……22
7.実効性テスト後手続き	……30
8.容量市場実需給2024年度向けスケジュール	……39
9.FAQ・お問い合わせ先	……42

1. 本資料の対象業務①

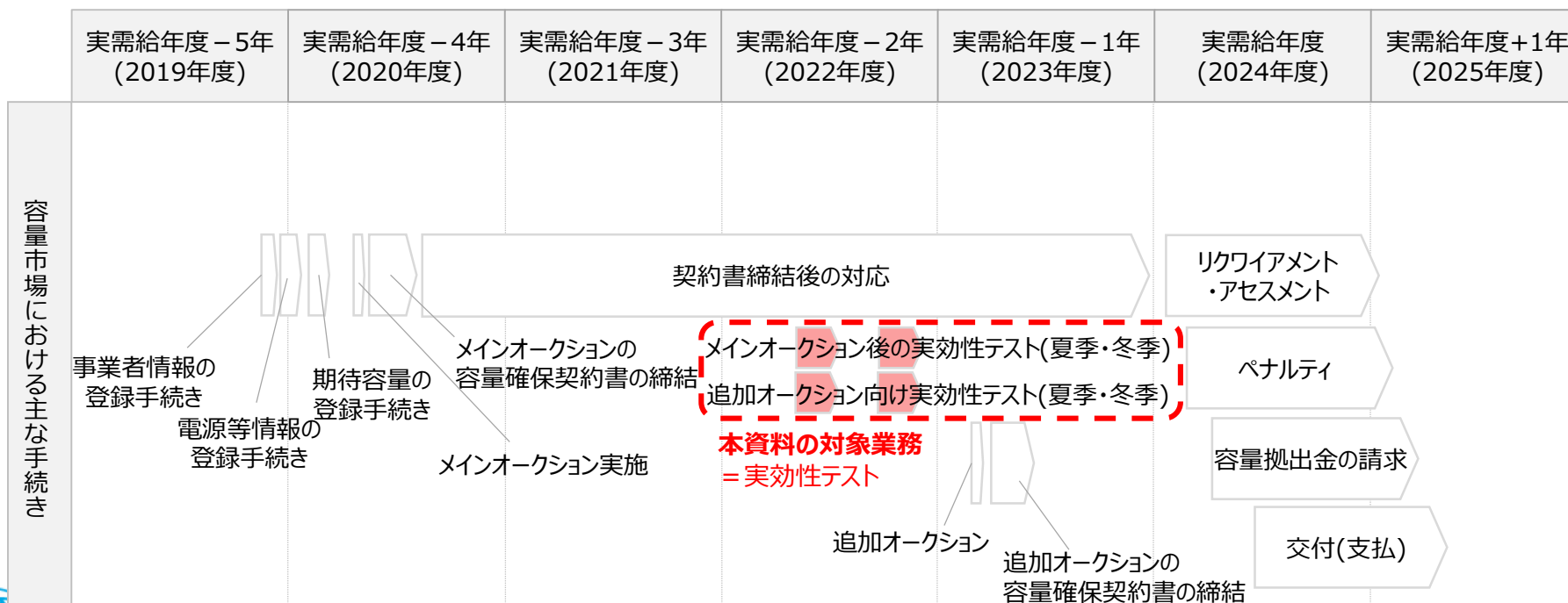
容量市場業務全体像における実効性テストの位置づけ

- 本資料では、対象事業者(※)が実需給年度-2年(2022年度)に実施する必要がある実効性テストの手続きおよび留意点を説明します。

※対象事業者とは、電源等の区分が発動指令電源の電源を登録する事業者の中で、以下を合わせた事業者のことをいいます。

- ・メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者（以下、本資料では「発動指令電源提供者」という）
- ・メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者および追加オークションから参加する事業者（以下、本資料では「容量市場に参加予定の事業者」という）

【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



1. 本資料の対象業務②

実効性テストを実施する事業者と目的

- 実効性テストは、対象事業者が市場に参加する上で必要な手続きです。
- 発動指令電源提供者にとっては、リクワイアメントの一つとなります。
- 容量市場に参加予定の事業者にとっては、追加オークションに参加するため、および電源等差替で差替先となるための要件となります。

実効性テストの実施者（対象事業者）

【発動指令電源提供者】

メインオークションで容量確保契約書を締結済みの事業者

【容量市場へ参加予定の事業者】

メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者
または
追加オークションから参加する事業者

実効性テスト実施の目的

- リクワイアメントの一つであるため(参考：募集要綱「第7章 契約条件 3.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」)
- 追加オークションへの参加や差替先電源として契約を締結するにあたり、実効性テストにて期待容量を確定させる必要があるため

- 実効性テストに係る業務を実施する際には以下のマニュアル等をご参照ください。
- 本説明会資料は、業務マニュアル(実効性テスト編)を基に、システム画面の操作を含む手順や留意点を記載しています。

業務マニュアル 実効性テスト編

- 具体的な手続きや主要なシステム操作方法など、実効性テストを円滑に行っていただくために必要な情報を記載しています。

【容量市場業務マニュアル 実効性テスト編】

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyukanren.html

容量市場 システム マニュアル

- 容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。

【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】

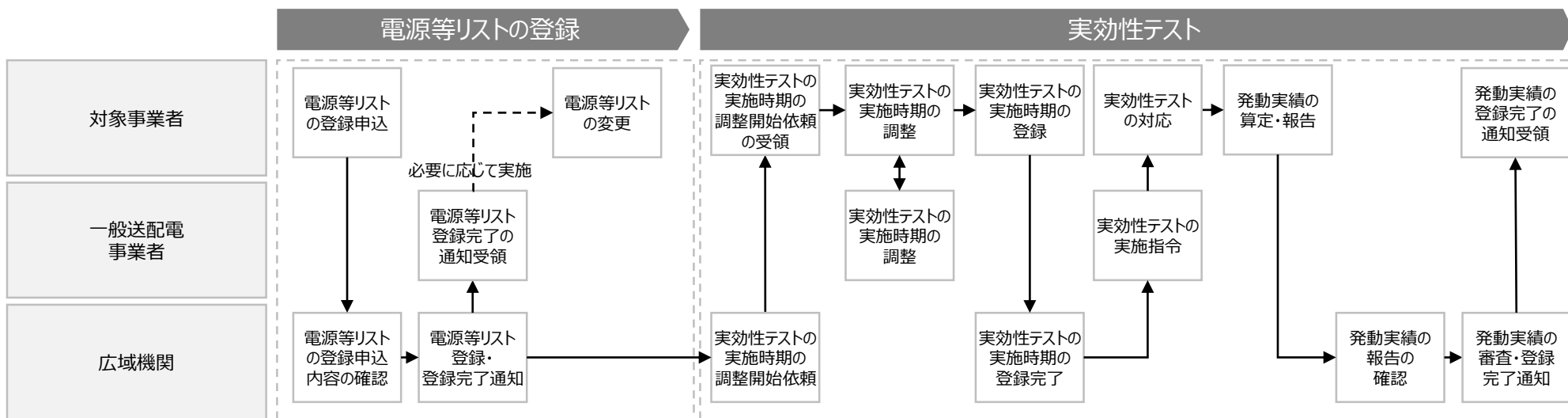
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

- 発動指令電源提供者は、2022年2月末までに、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備する必要があります。
- 既に電源 I' でオンライン機能（簡易指令システム含む）を具備している場合は、新たに具備することはありません。なお、簡易指令システムを具備している場合は、最新のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン※に準拠している必要があります。
※本業務マニュアルの発行時点の最新は2019年12月27日改定版
- 容量市場へ参加予定の事業者は、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2022年6月20日まで、冬季の場合は2022年11月18日までに、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備の上、属地一般送配電事業者とのオンライン指令の性能試験結果を提出してください。
- オンライン指令による性能確認試験結果の書類につきましては、一般送配電事業者との性能確認試験時に作成された試験結果を、PDF形式等の電子ファイルにて容量市場システムにご提出ください。
- 新たに簡易指令システムの設置を属地一般送配電事業者へ申し込む際は、簡易指令システムの仕様について、需給調整市場へ参加予定がある場合には需給調整市場用を、参加予定がない場合には調整力公募用を、それぞれ選択してください。

2. 実効性テストに係る業務の全体像

- 実効性テストに係る業務の全体像は以下のとおりです。
- 次頁以降にて、手続きの留意点をご説明します。容量市場システム操作の必要な手続きは、システム画面と合わせて手順をお示しします。

【実効性テストに係る業務フローと本資料・マニュアルの記載箇所】



本資料のアジェンダ

3.電源等リストの登録手続き

4.電源等リストの変更手続き

5.実効性テスト前手続き

6.実効性テストの実施

7.実効性テスト後手続き

業務マニュアルにおける章・節

2.1 (2章1節)

2.2 (2章2節)

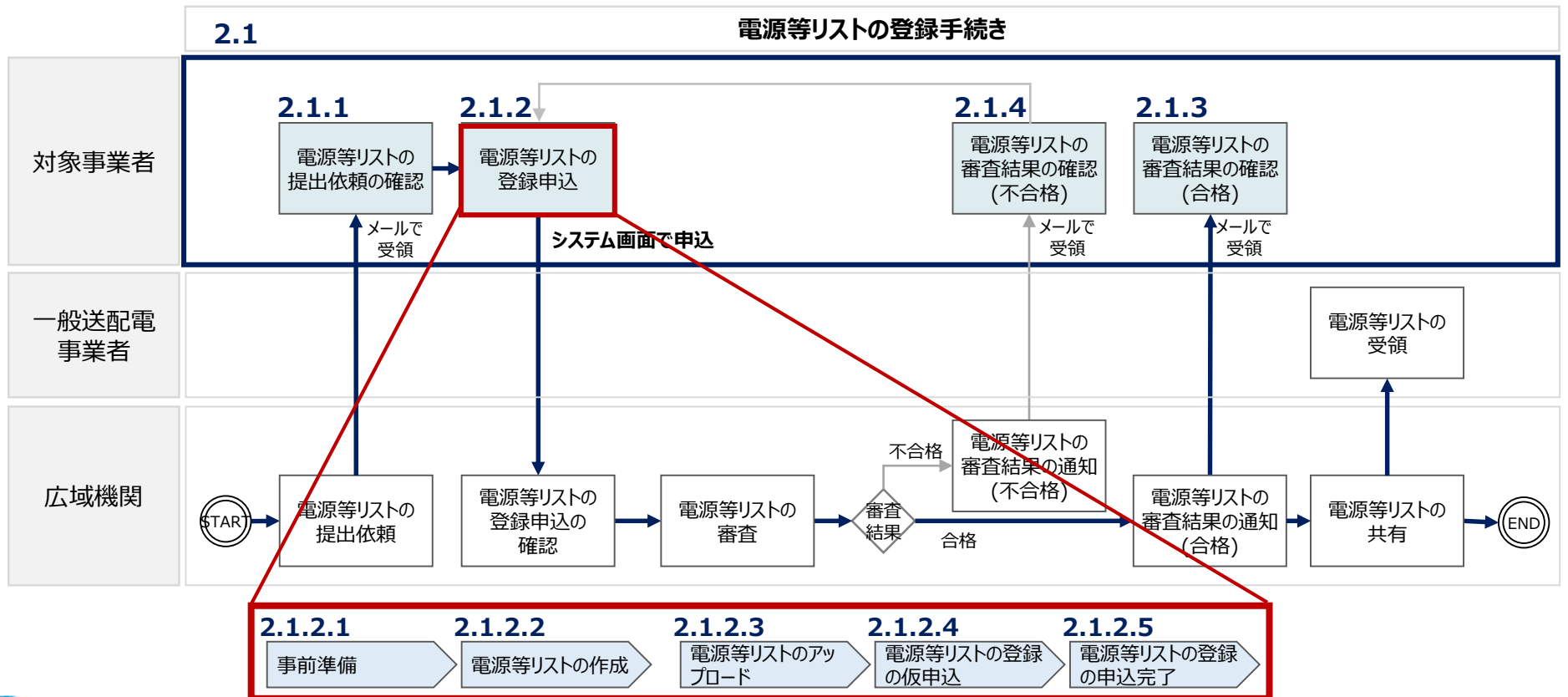
3.1 (3章1節)

3.2 (3章2節)

3.3 (3章3節)

3. 電源等リストの登録手続き① 業務の流れ

- 電源等リストの登録手続きに係る業務の流れは以下の通りです。
- 本項では、手続き上の留意点およびシステム画面の操作を行う「2.1.2電源等リストの登録申込」について手順をご説明します。



3. 電源等リストの登録手続き②

「2.1.2.1 事前準備」における留意点

- 「2.1.2.1 事前準備」にあたっては以下の点に留意してください。
- 準備する提出書類については業務マニュアル(実効性テスト編)のP11~15をご確認ください。
- 電源等リストの登録申込ならびに、登録申込に必要な書類の提出は、**2022年の2月末日まで**に行ってください。
- 書類の提出にあたっては、本機関に**電磁的記録媒体（CD-R等）**で郵送してください。

<書類の提出先>

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2024_電源等リスト 宛

┌──┐
対象実需給年度

- 提出いただく書類の電子ファイルには、以下注意事項があります。
 - ・ファイル名称の長さは拡張子を含め、50文字以下にしてください。
なお、入力禁止文字があります。詳細は「容量市場システムマニュアル はじめに」を参照してください。
 - ・ファイルサイズが4MBを超える場合には、1ファイルのサイズが4MB以下となるよう分割してファイルを作成してください。

3. 電源等リストの登録手続き③

「2.1.2.2 電源等リスト作成」における留意点

- 「2.1.2.2 電源等リストの作成」にあたっては以下の点に留意してください。
- 様式9 電源等リストを本機関ホームページの容量市場の実需給関連のページ
(https://www.occto.or.jp/marketboard/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html)よりダウンロードし、
実需給年度の時点で想定される発動指令電源の内訳情報を1計量単位毎に記載してください。
- ファイルサイズが4MBを超える場合、もしくは内訳が10,000件を超える場合には登録内容を分割して
ファイルを作成してください。
- 作成した電源等リストのファイル名称は、「**エリア_電源等リスト_事業者コード_対象実需給年度_
電源等識別番号_A枝番**（ファイルを分割して提出する場合のみ）**_R改訂回数.xlsx**」としてくだ
さい。

<電源等リストのファイル名称>

(例)東京_電源等リスト_0123_2024_0123456789_A1_R0.xlsx

┌──┐	┌──┐	┌──────────┐	┌──┐	┌──┐
事業者	対象	電源等	A	R改訂
コード	実需給年度	識別番号	枝番	回数

3. 電源等リストの登録手続き④

「2.1.2.2 電源等リスト作成」における留意点

- 1 地点において複数の実績が存在する場合（FIT/非FITや部分買取等）、電源等リストへ発動実績の算定対象となるBGコードをすべて記載していただきます。ただし、記載できる対象は託送供給等約款に基づき実績が仕訳される場合に限りです。
- 電源等リストのリソースは、同年度に登録する需給調整市場・電源 I 'のリスト内のリソースとの重複は可能です。また、リソースのバランシンググループの組成についての制約等はありません。
 - 他の市場等に参加する場合は、各市場等に求められるリクワイアメントについて十分ご確認ください。
- 電源等リストは、2022年2月末に登録以降、内容変更は認められません。（新設電源等で登録時に未確定であった内容の更新、既設電源でBGコードが変更となった場合を除く。）
 - ※計量値が取得できない地点がある場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該当地点を削除してください

【電源等リスト記載時の留意点】

供給力提供区分	(受電/供給)地点特定番号	電源等の名称/需要家名	...	計量・仕訳区分	BGコード	FIT認定ID	特定契約終了年月
需要抑制	010000001111122222233	自家発 A	}	同一地点で需要抑制と電源があれば両方を記載			
電源	010000001111122222234	自家発 A				GA101	1111111111
電源	010000001111122222238	エネファーム B		差分計量 非FIT分	GZ201		
電源	010000001111122222238	太陽光 C		差分計量 FIT分	GZ202		
電源	010000001111122222236	火力発電所 D	...	部分買取	GZ401		
電源	010000001111122222236	火力発電所 D		部分買取	GZ402		
電源	010000001111122222237	火力発電所 E		自己託送地点	GZ501		
需要抑制	010000001111122222240	需要家 F		自己託送地点			
需要抑制	010000001111122222241	需要家 G		部分供給 (全量)			

自己託送地点において、自己託送需要以外（小売供給による需要）の需要抑制を行う需要家の場合のみ登録

部分供給を受けている需要家であっても1リソースとして登録



3. 電源等リストの登録手続き⑤

「2.1.2.3 電源等リストのアップロード」におけるシステム操作および留意点

- 「2.1.2.3 電源等リストのアップロード」にあたっては、電源等情報変更申込画面において以下の操作を行ってください。

容量市場システム

ログイン日時: 2020/11/12 18:54
ユーザー名: 7702担当 ア(フェーズ2) ログアウト

① 電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 発動指令電源 (アグリゲート)

変更区分 電源等リスト登録・変更

アップロードする電源等リストを選択してください。

電源等リスト (追加)	ファイル選択	電源等リスト1.xlsx	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

変更理由 * 電源等リストの提出

確認

Copyright ©CCTO. All Rights Reserved.

- ① 以下を順にクリックし、電源等情報変更申込画面を表示します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」>「参加登録」>「電源等情報管理」>「電源等情報一覧画面」>「電源等情報詳細画面」→ 電源等リスト登録を選択>「電源等情報変更申込画面」

- ② 「ファイル選択」ボタンから「2.1.2.2 電源等リストの作成」にて作成した電源等リストをアップロードしてください。

- ③ 変更理由:「電源等リストの提出」と入力ください。

3. 電源等リストの登録手続き⑥

「2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込」におけるシステム操作および留意点

13

- 「2.1.2.4 電源等リスト登録の仮申込」にあたっては、前頁の操作終了後、以下の手順を行ってください。

容量市場システム

ログイン日時: 2020/11/12 18:54
ユーザー名: 7Y02担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 発動指令電源 (アグリゲート)

変更区分 電源等リスト登録・変更

アップロードする電源等リストを選択してください。

電源等リスト (追加)	ファイル選択	電源等リスト1.xlsx	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

変更理由 *

全角または半角文字で入力してください。
変更理由(XXXX)

1 確認

Copyright ©CCTO. All Rights Reserved.

前頁にて表示したシステム画面と同一画面で操作を行ってください。

- 1 前頁操作終了後、「確認」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込確認画面」に進みます。基本情報の入力内容を確認し、申請内容に誤りがないことを確認し「実行」ボタンをクリックしてください

「完了画面」が表示されれば、電源等リストの登録の仮申し込みは完了です。

※なお、仮申込の状態では審査されないため、「電源等情報審査画面」より申込を完了させてください。

3. 電源等リストの登録手続き⑦

「2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了」における留意点

- 仮申込の状態は、「電源等情報審査画面」にて「申込済」とする手続きが必要です。
- 以下の順にシステム操作を行い、申し込みを完了させてください。
 - 「ポータルトップ画面の“審査タブ”」>「電源等情報審査管理」>「電源等情報審査画面」>“電源等区分”を選択> 電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力し検索> 「審査申込状況一覧」に検索結果が表示> 「申込IDリンク」> 「電源等申込情報画面で内容確認」> チェックボックスにチェック> 「申込完了」クリック
- 申込が完了すると、電源等情報の変更申込を受け付けた旨を記載したメールが送付されます。

3. 電源等リストの登録手続き⑧

電源等リストの審査に係る留意点

- 本機関は申込の受付後、電源等リストに係る審査を行います。
- 電源等リストに不備がなかった場合は2022年4月末日までに合格通知を送付します。
- 電源等リストに不備がある場合は2022年4月末日の10営業日前までに不合格である旨が通知されます。不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。再申込を希望する場合は、**不備を解消してすみやかに再申込**してください。
- 電源または需要抑制が、他の事業者が提出した電源等リストに登録されている電源または需要抑制と重複していることにより不合格となった場合には、**電源等と合意済みであるエビデンス**（契約期間が記載されたもので、様式自由）を再申込時に提出してください。書類の提出にあたっては、登録時と同様、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

<書類の提出先>

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

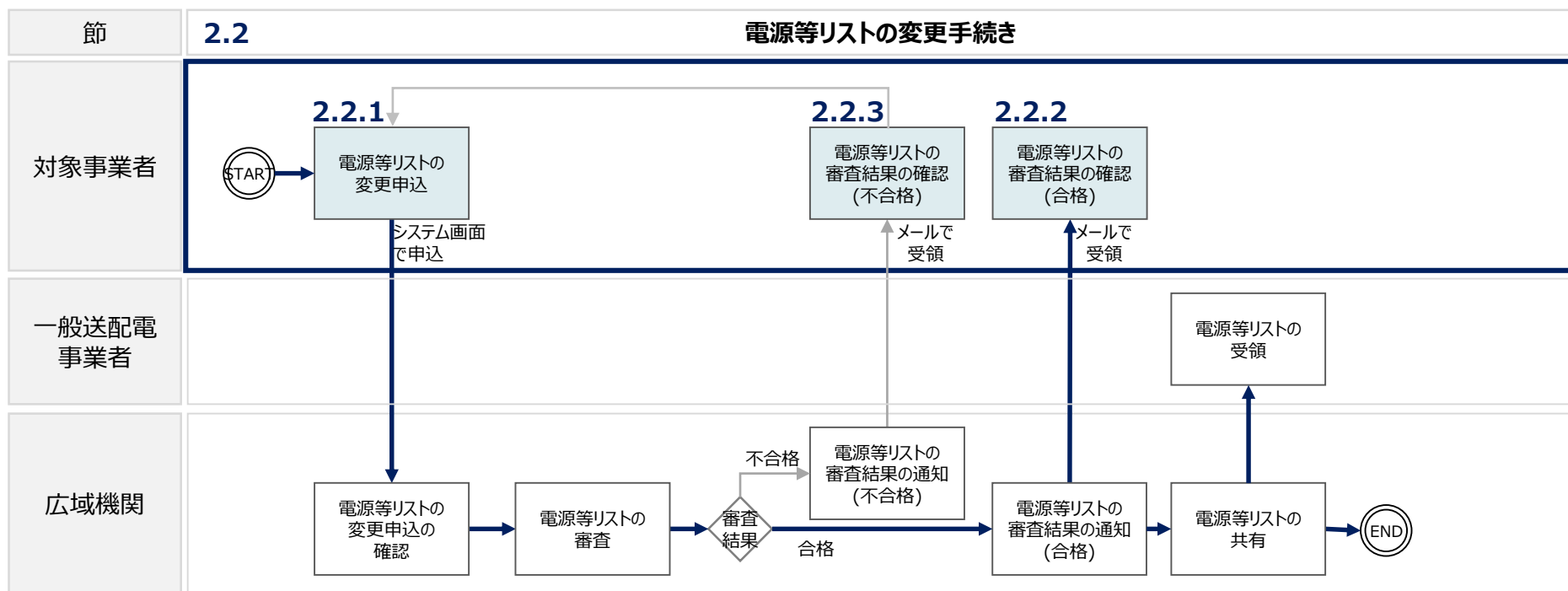
電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2024_電源等リスト 宛

対象実需給年度

- 電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約を締結済の発動指令電源は**市場退出（全量退出）**となります。容量確保契約を締結していない発動指令電源は、**実効性テストの実施、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能**となりますので注意してください。

4. 電源等リストの変更手続き① 業務の流れ

- 電源等リストの変更手続きに係る業務の流れは以下の通りです。
- 本項では、手続き上の留意点について手順をご説明します。



4. 電源等リストの変更手続き②

電源等リストの変更申込における留意点

- 実効性テスト後、実需給期間へ向けた電源等リストの変更の申込可能期間は、**2023年10月から2025年2月10日まで**となります。2023年の9月末までの期間は、電源等リストを変更することはできませんので、注意してください。
 - リソースの入替等に伴い契約容量が変わることはありません。なお、予定バイオマス比率を用いて実効性テストを実施した場合は、調達上限比率に変更をお願いします。
- 電源等リストの変更申込は**毎月10日に締め切り**、当月中に審査結果を通知します。前月11日～当月10日までの期間に申込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月1日から変更済みの電源等リストが有効となります。
 - 例：5月1日からの電源等リストの変更を希望する場合は、遅くとも4月10日までに登録申込を行うようにしてください。
- 電源等リストに電源または需要抑制の追加・変更を希望する場合、**追加・変更する電源または需要抑制に係る書類のみを提出**してください。一方で、電源等リストから電源または需要抑制を削除することを希望する場合、書類の提出は必要ありません。
- 電源等リストの変更申込の場合、電源等リストのファイル名は「**エリア_電源等リスト_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A枝番（ファイルを分割して提出する場合のみ）_R改訂回数.xlsx**」としてください。

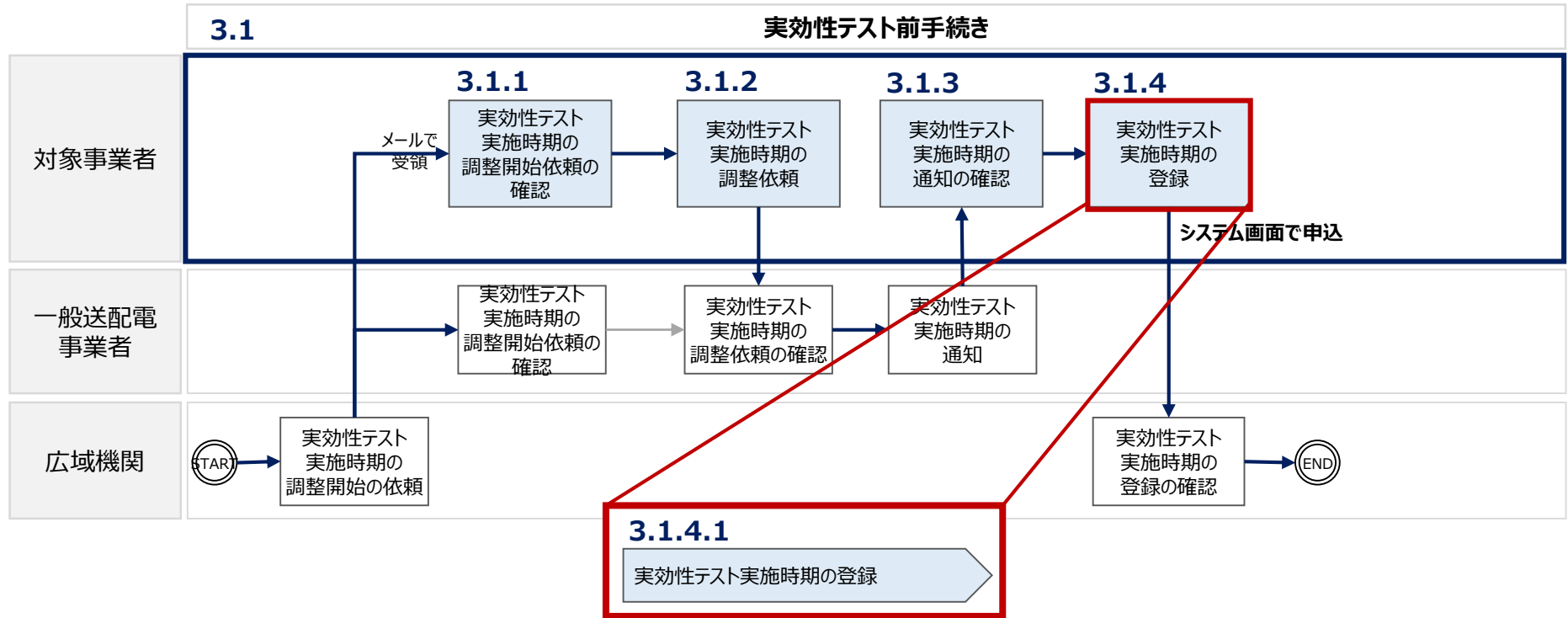
<電源等リストのファイル名称>

(例)東京_電源等リスト_0123_2024_0123456789_A1_R0.xlsx

┌──┐	┌──┐	┌──────────┐	┌──┐	┌──┐
事業者	対象	電源等	A	R改訂
コード	実需給年度	識別番号	枝番	回数

5. 実効性テスト前手続き① 業務の流れ

- 実効性テスト前手続きに係る業務の流れは以下の通りです。
- 本項では、手続き上の留意点およびシステム画面の操作を行う「3.1.4. 実効性テスト実施時期の登録」について手順をご説明します。



5. 実効性テスト前手続き②

「3.1 実効性テスト前手続き」における留意点

- 「3.1 実効性テスト前手続き」にあたっては以下の点にご留意ください。
- 実効性テストを希望する対象事業者は、**2022年の4月末日**までに、属地一般送配電事業者に対し、実効性テスト実施の希望時期（夏季または冬季のいずれか：具体的な月日・時間帯を指定することはできません）をメールで連絡します。原則、対象事業者の希望時期に実効性テストを行うこととします。
- その後、2022年の6月10日までに、属地一般送配電事業者から確定した実効性テストの実施時期（夏季もしくは冬季）の調整結果がメールで通知されますので、**すみやかに、容量市場システムに実効性テストの実施時期を登録**してください。

一般送配電事業者へ
実効性テスト実施希望
時期をメール連絡

4月末日まで

一般送配電事業者から
実効性テスト実施時期
がメール通知

実効性テスト実施時期を
容量市場システムに登録

すみやかに実施

5. 実効性テスト前手続き②

「3.1 実効性テスト前手続き」における留意点

- 各エリアの一般送配電事業者との連絡先については、以下をご参照ください。

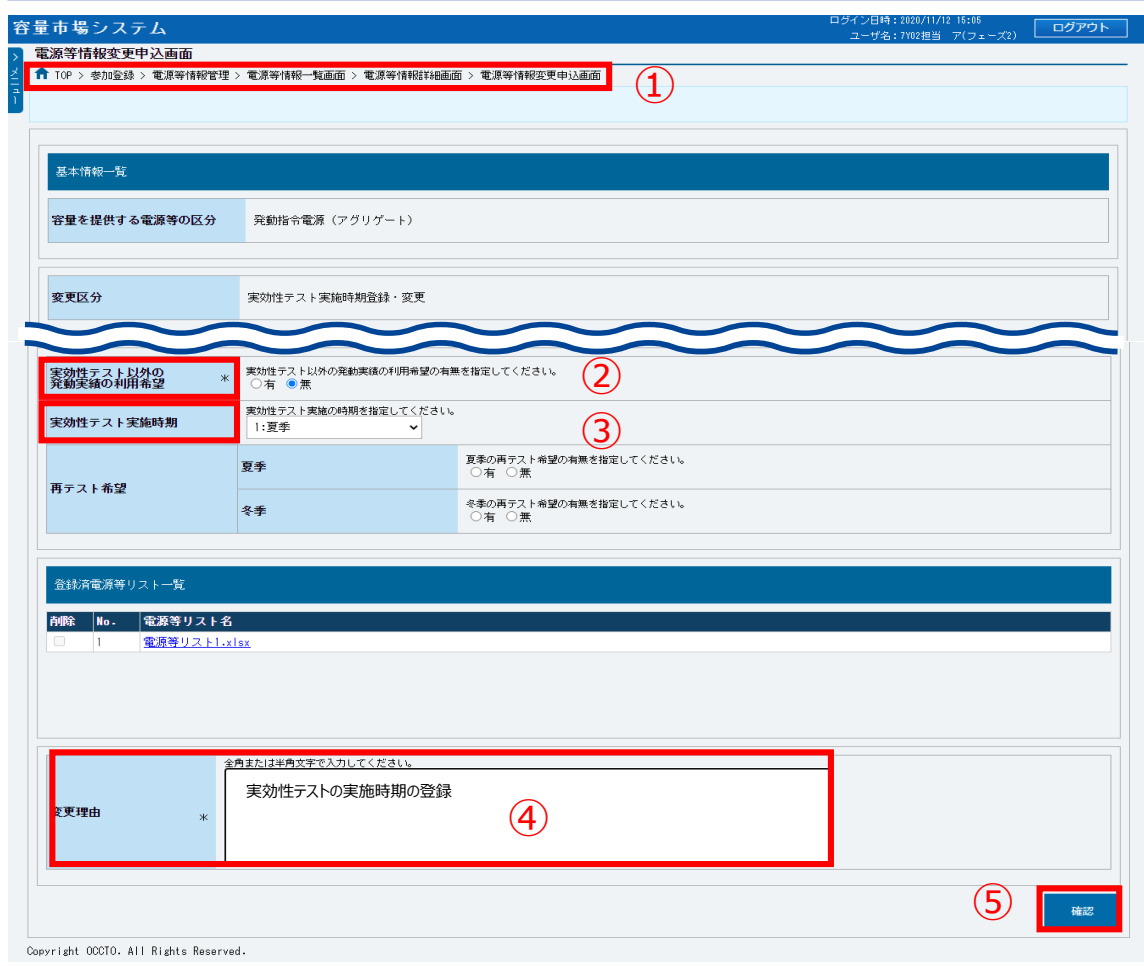
○実効性テスト希望時期の調整連絡先

会社	連絡先
北海道電力ネットワーク株式会社	koubochousei@epmail.hepco.co.jp
東北電力ネットワーク株式会社	s.yoryoshijo-test.wt@tohoku-epco.co.jp
東京電力パワーグリッド株式会社	youryou-hatsudoushirei@ml.tepco.co.jp
中部電力パワーグリッド株式会社	Chuden.Drsystem@chuden.co.jp
北陸電力送配電株式会社	youryo_sijyo@nw.rikuden.co.jp
関西電力送配電株式会社	kansai-tso.jikkousei-test@c4.kansai-td.co.jp
中国電力ネットワーク株式会社	VA1081@pnet.energia.co.jp
四国電力送配電株式会社	aps-koubo-shikoku@yonden.co.jp
九州電力送配電株式会社	youryo_sijyo@kyuden.co.jp

5. 実効性テスト前手続き③

「3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録」におけるシステム操作および留意点²¹

■ 一般送配電事業者との間で確定した実効性テストの実施時期を、電源等情報変更申込画面で以下の操作を行い登録してください。

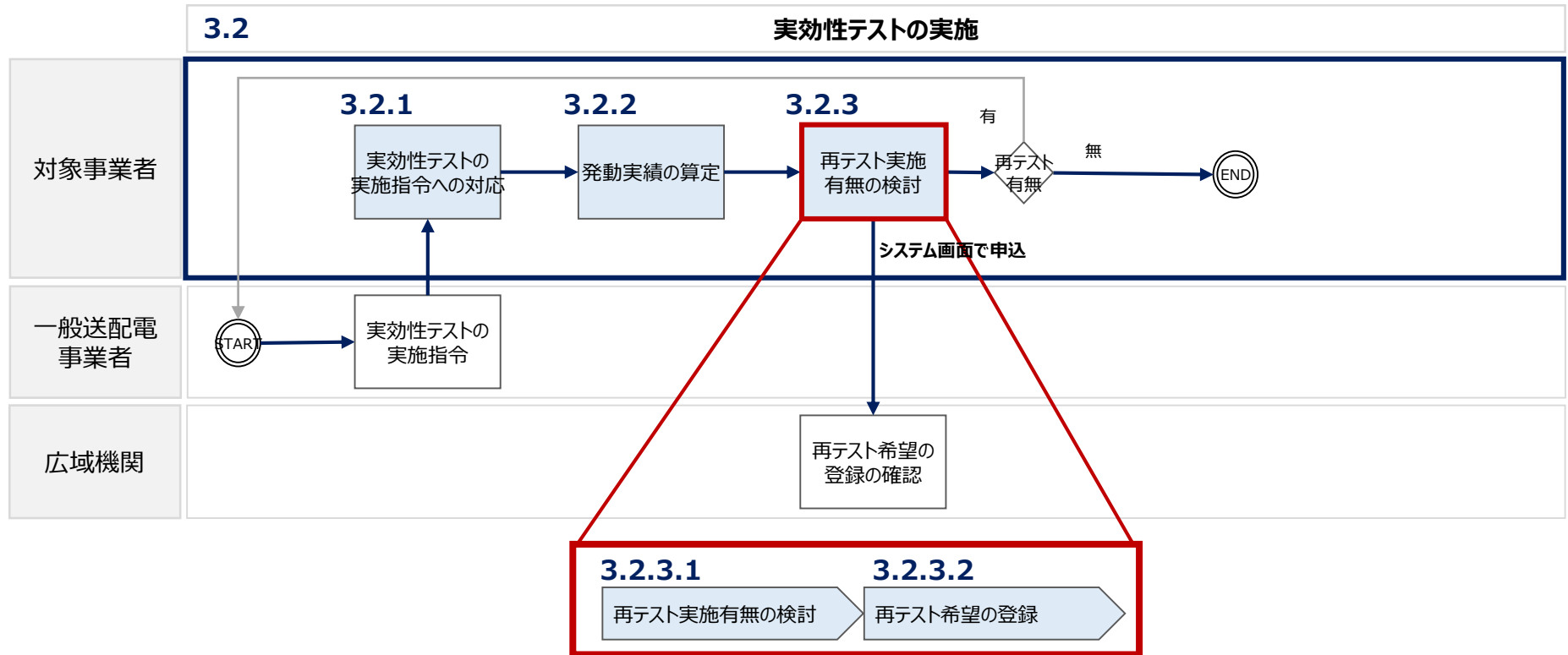


- ① 以下を順にクリックし、電源等情報変更申込画面を表示します。
容量市場システム「ポータルトップ画面」>「参加登録」>「電源等情報管理」>「電源等情報一覧画面」>「電源等情報詳細画面」→ 実効性テスト登録を選択>「電源等情報変更申込画面」
- ② 実効性テスト以外の発動実績の利用希望：「無」を選択してください。
- ③ 実効性テスト実施時期：「夏季」もしくは「冬季」を選択してください。
- ④ 変更理由：「実効性テストの実施時期の登録」と記入してください。
- ⑤ 「確認」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込確認画面」に進み、申請内容に誤りがないことを確認の上「実行」ボタンをクリックしてください。

※なお、仮申込の状態では登録が完了しないため、「電源等情報審査画面」より申込を完了させてください。

6. 実効性テストの実施① 業務の流れ

- 実効性テスト実施に係る業務の流れは以下の通りです。
- 本項では、手続き上の留意点およびシステム画面の操作を行う「3.2.3 再テスト実施有無の検討」について手順をご説明します。



6. 実効性テストの実施②

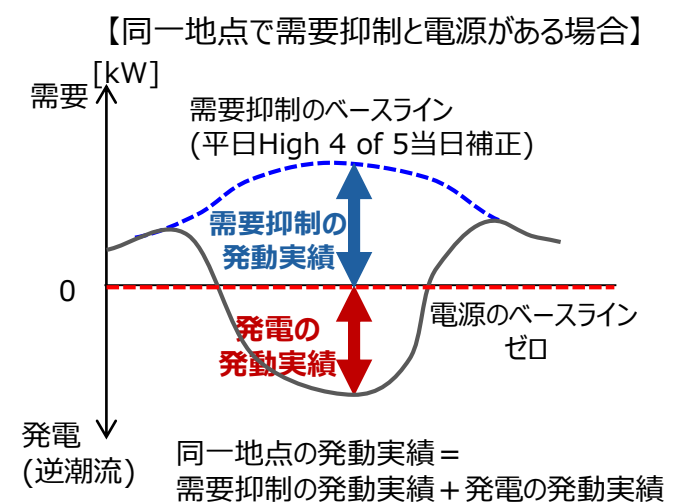
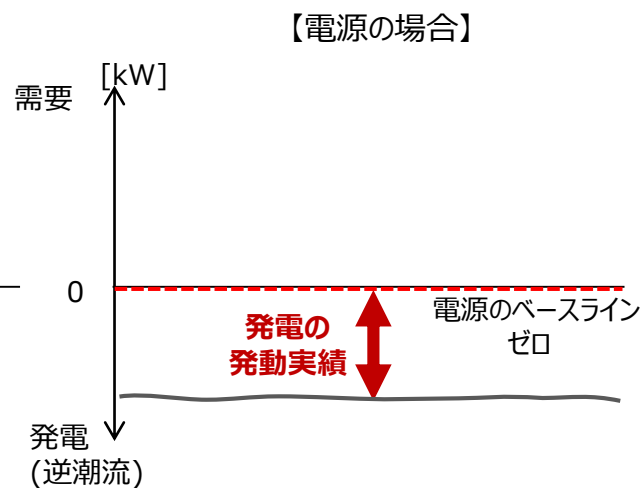
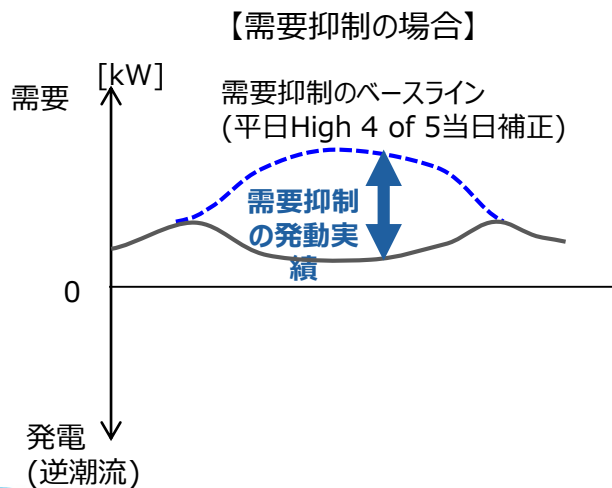
「3.2 実効性テストの実施」における留意点

- 属地一般送配電事業者から実効性テストの実施指令を受令後、対象事業者は、各地点に対して供給力の提供を指示し、実行性テストの実施指令に対応してください。
 - 実施指令は実需給年度の発動指令と同様に事前の予告なしで発動されます。
 - 実効性テストでは3 時間継続して容量確保契約容量以上の供給力を提供頂きます。契約容量内での部分的な実施指令や、3 時間未満で実施指令をすることはありません。
- 実効性テストの実施後、対象事業者は発動実績算定のため、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）から、以下の情報を取得してください。
 - 電源等リストに含まれる各地点の発電量調整受電電力量および接続供給電力量（※ 30分値×6コマ）
 - ベースライン算定に必要となる接続供給電力量（※ 30分値×指令日前30日分）
- 取得した情報を基に、ベースラインを算定し、発動実績および期待容量（実効性テスト後）を算定してください。ベースラインおよび発動実績、期待容量（実効性テスト後）算定の詳細については業務マニュアル(実効性テスト編)のP43～46を参照してください。

- 需要抑制のベースラインは、High 4 of 5（当日調整あり）で算定します。代替ベースラインなどその他のベースラインを用いることはできません。
- 電源（逆潮流）のベースラインは、ゼロとします。なお、ベースラインの算定に発電計画は使用しないため、発動指令以外の時間帯に発電していた場合でもベースラインは変わりません。
- 自家発電等の同一地点において需要抑制と電源（逆潮流）の両方で供給力を提供する場合についても、上記の供給地点および受電地点のベースラインを使用していただきます。なお、電源等リストに両方の受電（供給）地点特定番号を記載していただくことが前提となります。

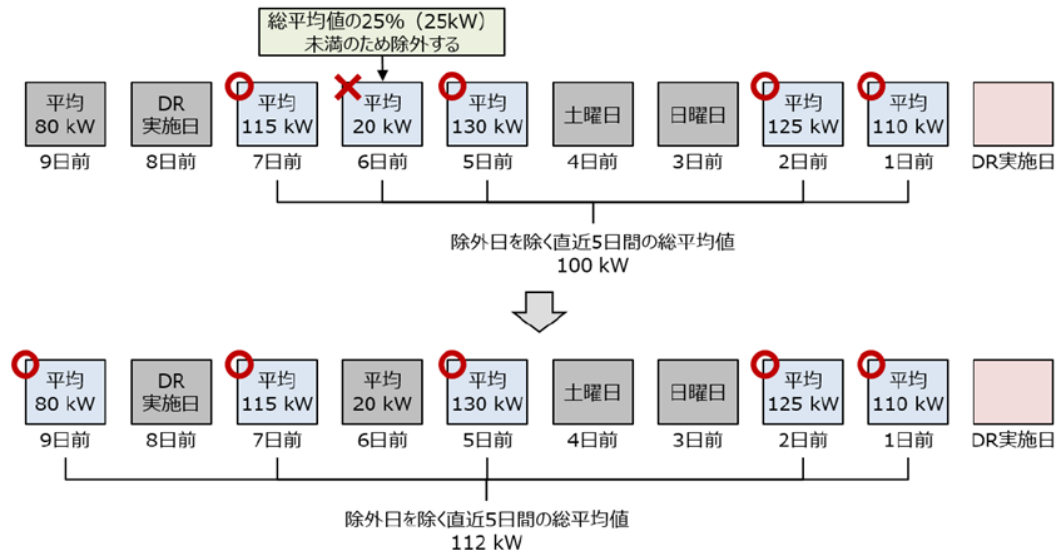
【発動実績の算定方法】

$$\begin{aligned} \text{需要抑制の発動実績} &= \text{ベースライン} - \text{計量値} \\ \text{発電の発動実績} &= \text{計量値} - \text{ベースライン} \end{aligned}$$



- ①DR実施日の直近5日間（DR実施日当日および下記に該当する日を除く）のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 of 5）のDR実施時間帯のコマ毎の平均値を算出する。
 - 土曜日・日曜日・祝日
 - 過去のDR実施日
 - DR実施時間帯における需要量の平均値が直近5日間のDR実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満
- ②DR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「（DR実施日当日の需要量）－（上記①の算出方法により算出された平均値）」の平均値を算出する。
- ③上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものをベースラインとする。ただし、マイナスとなる場合は当該時間帯のベースラインを零に補正。

【直近5日間の採用例】



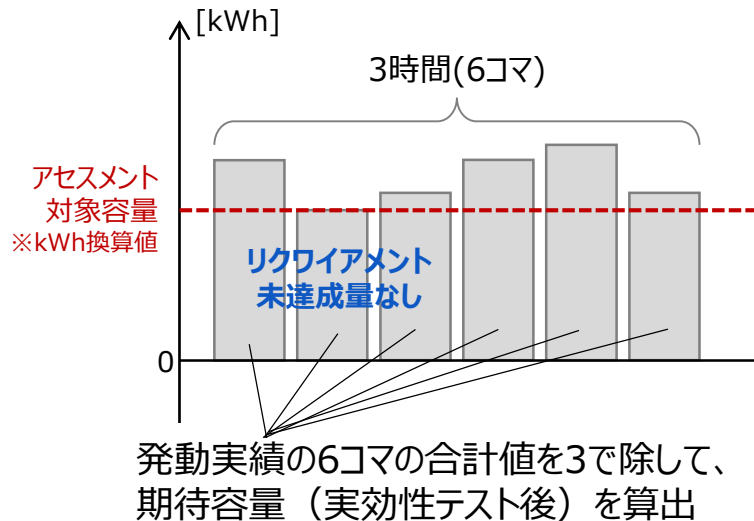
- 実効性テスト未達成量 = 0 の場合、発動実績の6コマの合計値を3で除した値が、期待容量 (実効性テスト後) となります。

※発動指令電源提供者において、期待容量 (実効性テスト後) と容量確保契約容量の差分は、追加オークション、電源等差し替えへの活用が可能
※容量市場へ参加予定の事業者においては、期待容量 (実効性テスト後) の全量を、追加オークション、電源等差し替えへの活用が可能

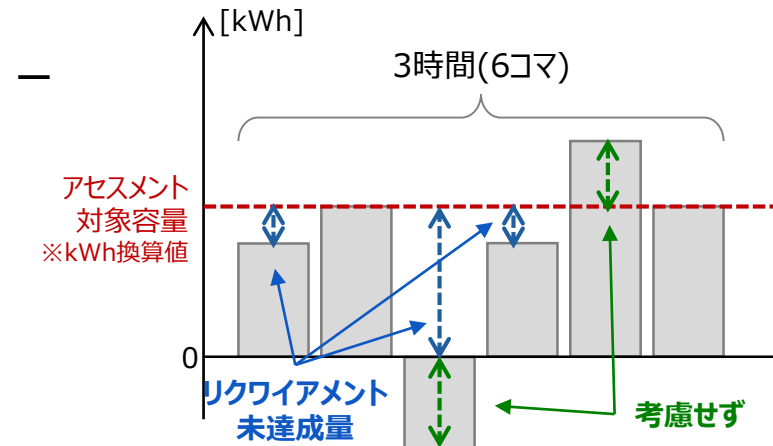
- 実効性テスト未達成量 > 0 の場合、アセスメント対象容量から実効性テスト未達成量を減じた値が、期待容量 (実効性テスト後) となります。

<期待容量 (実効性テスト後) の算定方法>

・実効性テスト未達成量 (kW) = 0 の場合



・実効性テスト未達成量 (kW) > 0 の場合



- ・リクワイアメント未達成量の6コマの合計値を3で除して、実効性テスト未達成量を算出
- ・アセスメント対象容量から実効性テスト未達成量を減じて、期待容量 (実効性テスト後) を算出

注) 容量確保契約書を締結していない場合は、アセスメント対象容量は実効性テスト前に登録した期待容量となります

6. 実効性テストの実施③

「3.2 実効性テストの実施」における留意点

- 実効性テストにおいて発生する電力量については、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて提供するものとし、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映していただきます。
- アグリゲータが自ら卸電力市場へ入札する場合、日本卸電力取引所の会員資格手続きや属地一般送配電事業者との発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が必要となります。
- 実効性テストにおける供給力については、属地一般送配電事業者と調整力の精算は行われません。また、実効性テストにかかる費用については、対象事業者負担となりますのでご留意願います。

6. 実効性テストの実施③

「3.2 実効性テストの実施」における留意点

- 実効性テストの結果（事業者により把握）を踏まえたうえで、**再テスト**が必要な場合は、属地一般送配電事業者へ再テストの申込をしてください。再テストの実施は、夏季および冬季において**各1回を上限**に受け付けます。
- 同時期に再テストを希望する場合は**実効性テストの1週間後**、別時期に再テストを希望する場合は**実効性テストの2か月後**を期限として、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡および、容量市場システムへの再テスト希望の登録を実施してください。
 - ▶ 一般送配電事業者への再テストへ向けた調整にあたっては、業務マニュアル(実効性テスト編) P37「3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼」から「3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認」までの手続きをご参照ください。
- なお、再テスト申込後に、再テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

6. 実効性テストの実施④

「3.2.3.2 再テスト希望の登録」におけるシステム操作および留意点

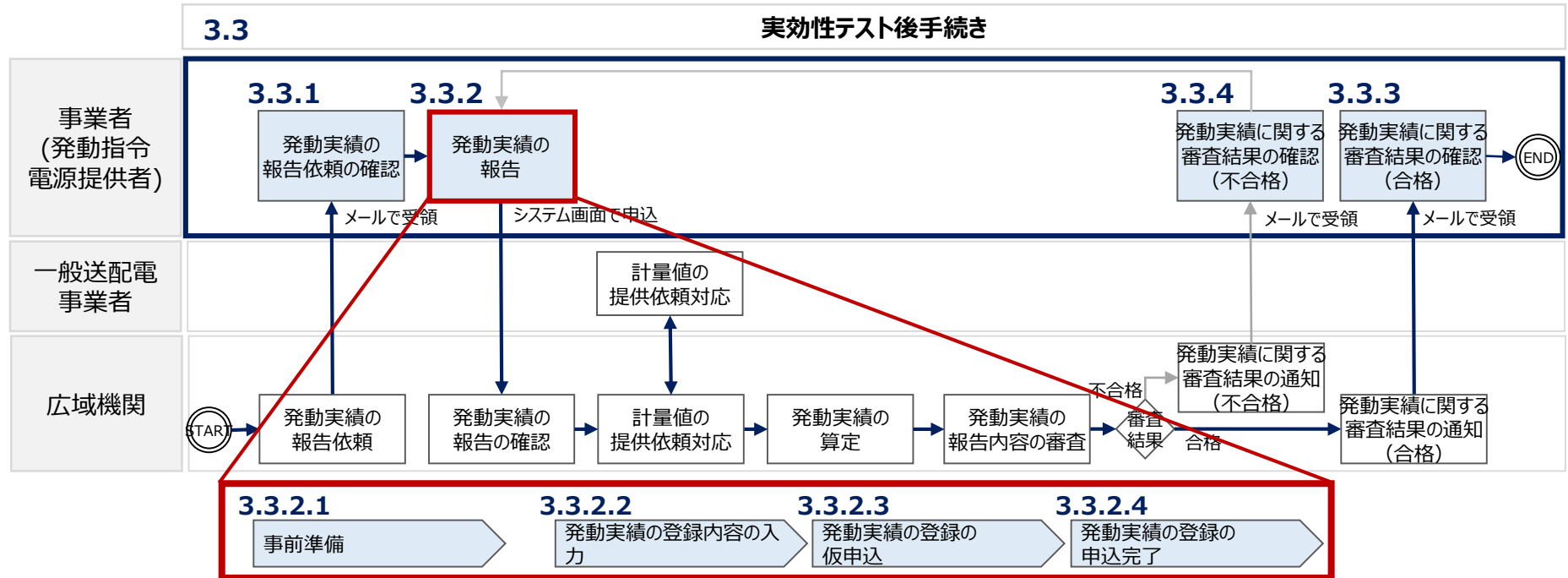
■ 「3.2.3.2 再テスト希望の登録」にあたっては、電源等情報変更申込画面において以下の操作を行ってください。

- ① 以下を順にクリックし、電源等情報変更申込画面を表示します。
容量市場システム「ポータルトップ画面」>「参加登録」>「電源等情報管理」>「電源等情報一覧画面」>「電源等情報詳細画面」→ 実効性テスト登録を選択>「電源等情報変更申込画面」
- ② 再テスト希望：「夏季」または「冬季」にて、「有」をチェックしてください。
※2回目の再テスト実施を希望する場合には、「夏季」「冬季」とも「有」にチェックが入っている状態になります。
- ③ 変更理由：「再テスト希望の登録」と入力してください。

※なお、仮申込の状態では登録が完了しないため、「電源等情報審査画面」より申込を完了させてください。

7. 実効性テスト後手続き① 業務の流れ

- 実効性テスト後手続きに係る業務の流れは以下の通りです。
- 本項では、手続き上の留意点およびシステム画面の操作を行う「3.3.2 発動実績の報告」について手順をご説明します。



7. 実効性テスト後手続き②

「3.3.2.1 事前準備」における留意点

- 発動実績の報告は、2023年の3月10日までに行ってください。それまでに報告を行わない場合、容量確保契約を締結済みの発動指令電源は全量が市場退出となりますので注意してください。
- 発動実績算定諸元一覧を本機関のホームページの容量市場ページ
(https://www.occto.or.jp/marketboard/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.htm)よりダウンロードし、必要事項を記入してください。なお、発動実績算定諸元一覧への記入内容については、業務マニュアル(実効性テスト編)のP53-57をご確認ください。
- 実効性テストによる発動実績を報告する場合には、夏季もしくは冬季の実効性テストの実施結果を入力します。再テストを実施している場合には、対象事業者が任意に選択した再テストを含む実効性テストの実施結果を選択できます。また、他の発動実績を代替して報告することも可能です。
- 他の発動実績を報告する場合は、他の発動実績を算定諸元一覧へ入力してください。他の発動実績は、対象実需給年度が2024年度の場合、2022年度に発動された電源 I' の実績が報告の対象となり、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源 I' の指令）に応じた電源等である必要があります。
- 発動実績算定諸元一覧のファイル名は「**エリア_発動実績_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A枝番**（ファイルを分割して提出する場合のみ）**_R改訂回数.xlsx**」としてください。

<発動実績算定諸元一覧のファイル名称>

(例)東京_発動実績_0123_2024_0123456789_A1_R0.xlsx

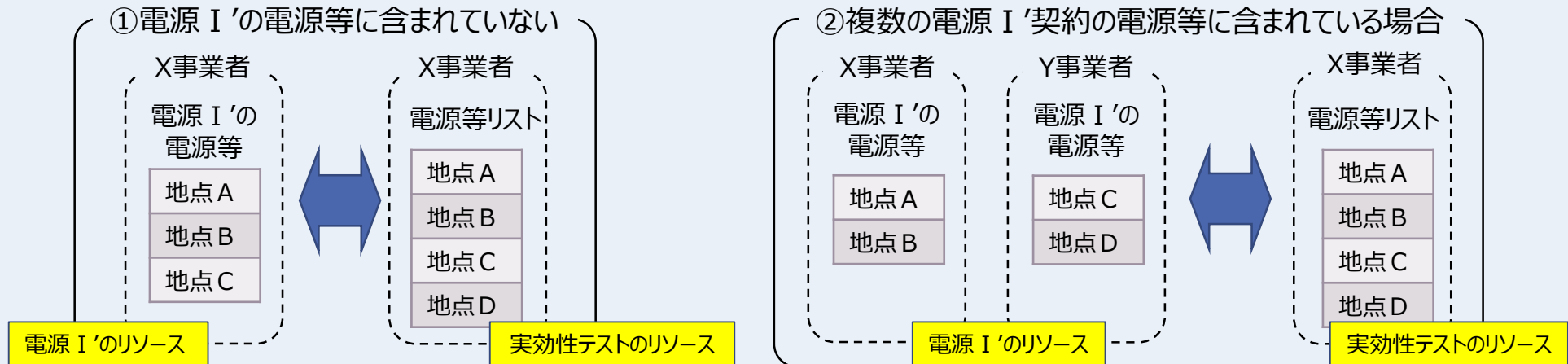
┌──┐	┌──┐	┌──────────┐	┌──┐	┌──┐
事業者	対象	電源等	A	R改訂
コード	実需給年度	識別番号	枝番	回数

- 実効性テストの代替は、実効性テストの実施年度（2022年度）に発動された電源 I 'の実績が対象となります。

【留意点】 電源 I 'の発動実績でも、次の3点のケースは代替の対象外となります

▶ 地点

- ・発動指令電源の電源等リスト内の地点が、①電源 I 'の電源等に含まれていない、もしくは②複数の電源 I 'の契約に跨っている場合



▶ 需要抑制のベースライン

- ・high 4 of 5（当日調整あり）以外の方法で算出 ⇒ high 4 of 5（当日調整あり）に再算定すれば対象

▶ 継続時間

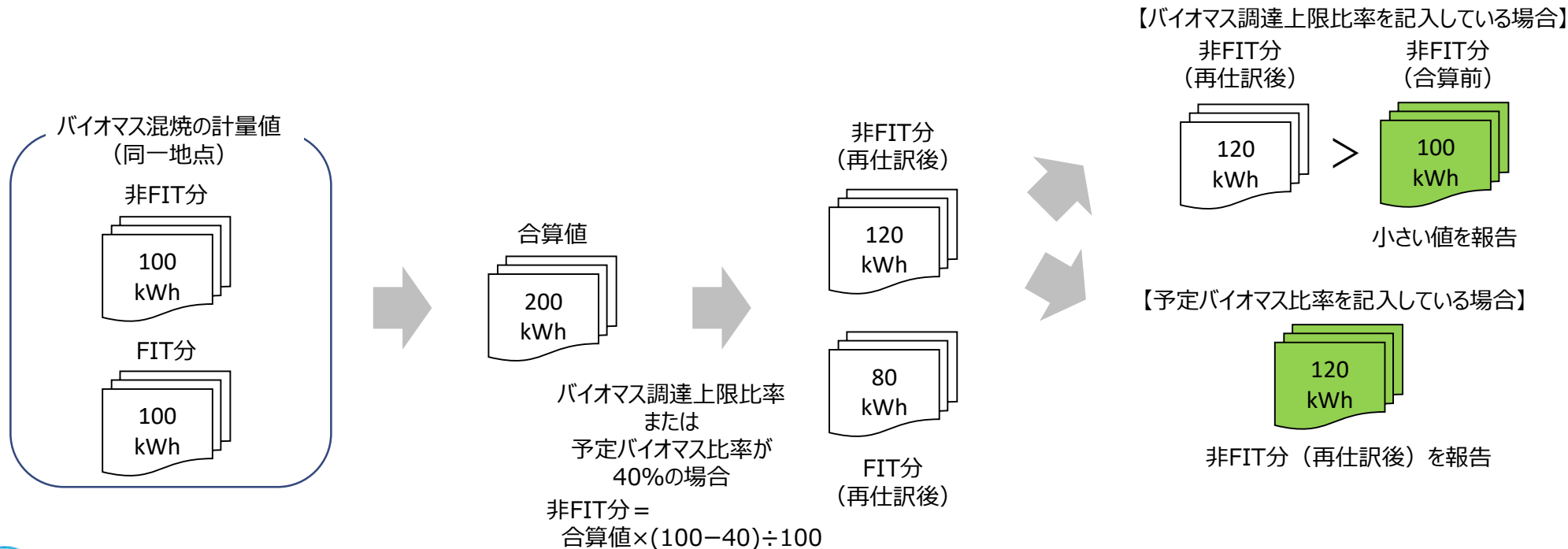
- ・3時間未満の指令に応じたもの

※3時間超の指令に応じた場合は、任意の連続した3時間を選択

- バイオマス混焼設備の計量値は実績バイオマス比率にて算定されるため、電源等リストの計量・仕分区分にバイオマス混焼（FIT/非FIT）を選択した場合、コマ毎にFIT/非FIT分を合算したうえでバイオマス比率※を用いて再仕訳して報告していただきます。

※バイオマス調達上限比率、または予定バイオマス比率(実需給前までに申請予定の比率)

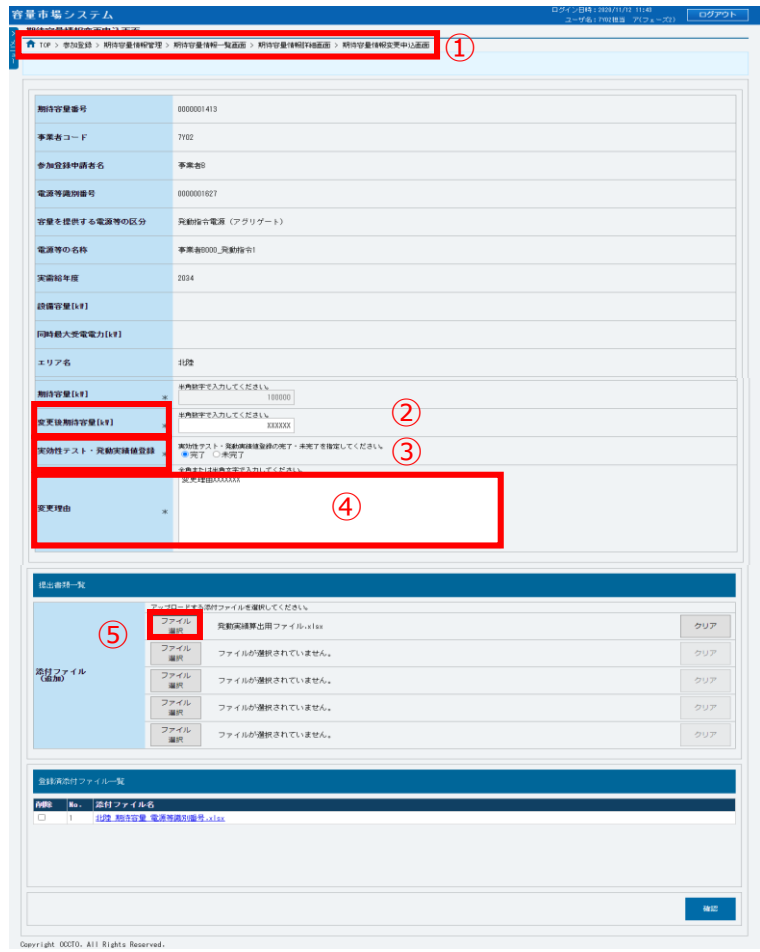
- コマごとの非FIT分 = コマごとのFIT・非FIT分の合算値 × (100 - バイオマス比率[%]) ÷ 100
- バイオマス調達上限比率を記入した場合、合算前の非FIT分の計量値と、再仕訳した非FIT分の計量値を比較し、小さい方が非FIT分の計量値となります



7. 実効性テスト後手続き③

「3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力」におけるシステム操作および留意点

■ 「3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力」にあたっては、期待容量情報変更申込画面において以下の操作を行ってください。



① 以下を順にクリックし、電源等情報変更申込画面を表示します。
容量市場システム「ポータルトップ画面」>「参加登録」>「期待容量情報管理」>「期待容量情報一覧画面」>「期待容量情報詳細画面」→ 変更を選択 >「期待容量情報変更申込画面」

② 変更後期待容量(kW)：実効性テストにより算出された電源等リスト全体の期待容量（送電端換算値）(kW)を入力します。※1,000kW未満の場合も入力

③ 実効性テスト・発動実績値登録：「完了」にチェックしてください。

④ 発動実績の種別(実効性テストか他の発動実績か)、実効性テストの実施時期、発動年日時および開始時刻・終了時刻を記入してください。
例) 実効性テストによる発動実績 (2022年夏季) 2022/08/01 (火) 12:00-15:00

⑤ 発動実績算定諸元一覧 (EXCELファイル) を「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

7. 実効性テスト後手続き④

「3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込」におけるシステム操作および留意点

■ 「3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込」にあたっては、前頁の操作終了後、以下の手順を行ってください。

前頁にて表示したシステム画面と同一画面で操作を行ってください。

① 前頁操作終了後、「確認」ボタンをクリックし、「期待容量情報変更申込確認画面」に進みます。
基本情報の入力内容を確認し、申請内容に誤りがないことを確認し「実行」ボタンをクリックしてください。
「完了画面」が表示されれば、発動実績の登録の仮申し込みは完了です。

※なお、仮申込の状態では登録が完了しないため、「期待容量情報審査画面」より申込を完了させてください。

7. 実効性テスト後手続き⑤

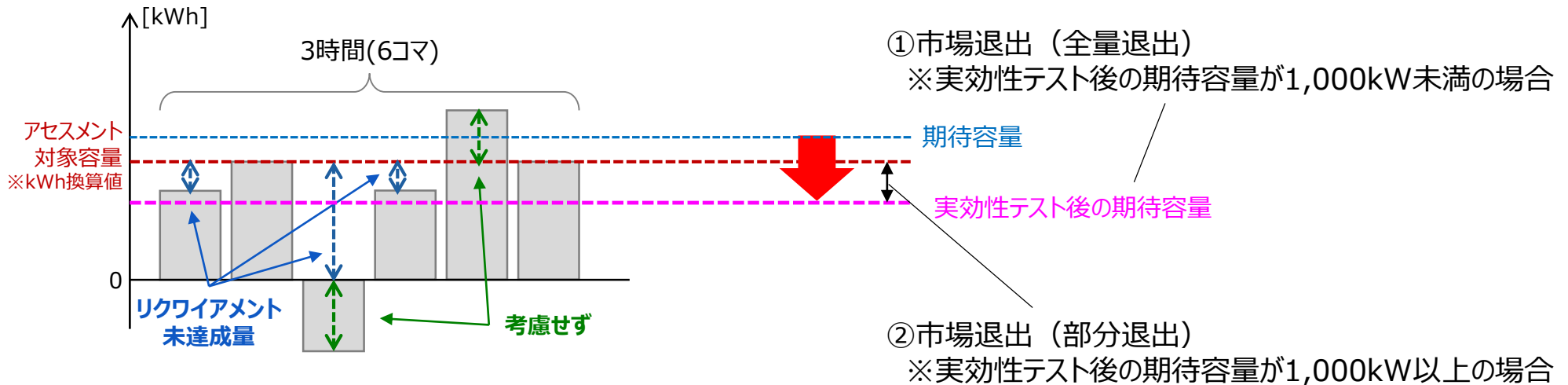
「3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了」における留意点

- 仮申込の状態は、「期待容量情報審査画面」にて「申込済」とする手続きが必要です。
- 以下の順にシステム操作を行い、申し込みを完了させてください。
 - 「ポータルトップ画面の“審査タブ”」>「期待容量情報審査管理」>「期待容量情報審査画面」>期待容量情報の条件を入力し検索>「審査申込状況一覧」に検索結果が表示>「申込IDリンク」>「期待容量申込情報画面で内容確認」>「期待容量情報審査画面」でチェックボックスチェック>「申込完了」クリック
- 申込が完了すると、その旨がメールで送付されます。

7. 実効性テスト後手続き⑥ 発動実績の報告内容の審査に係る留意点

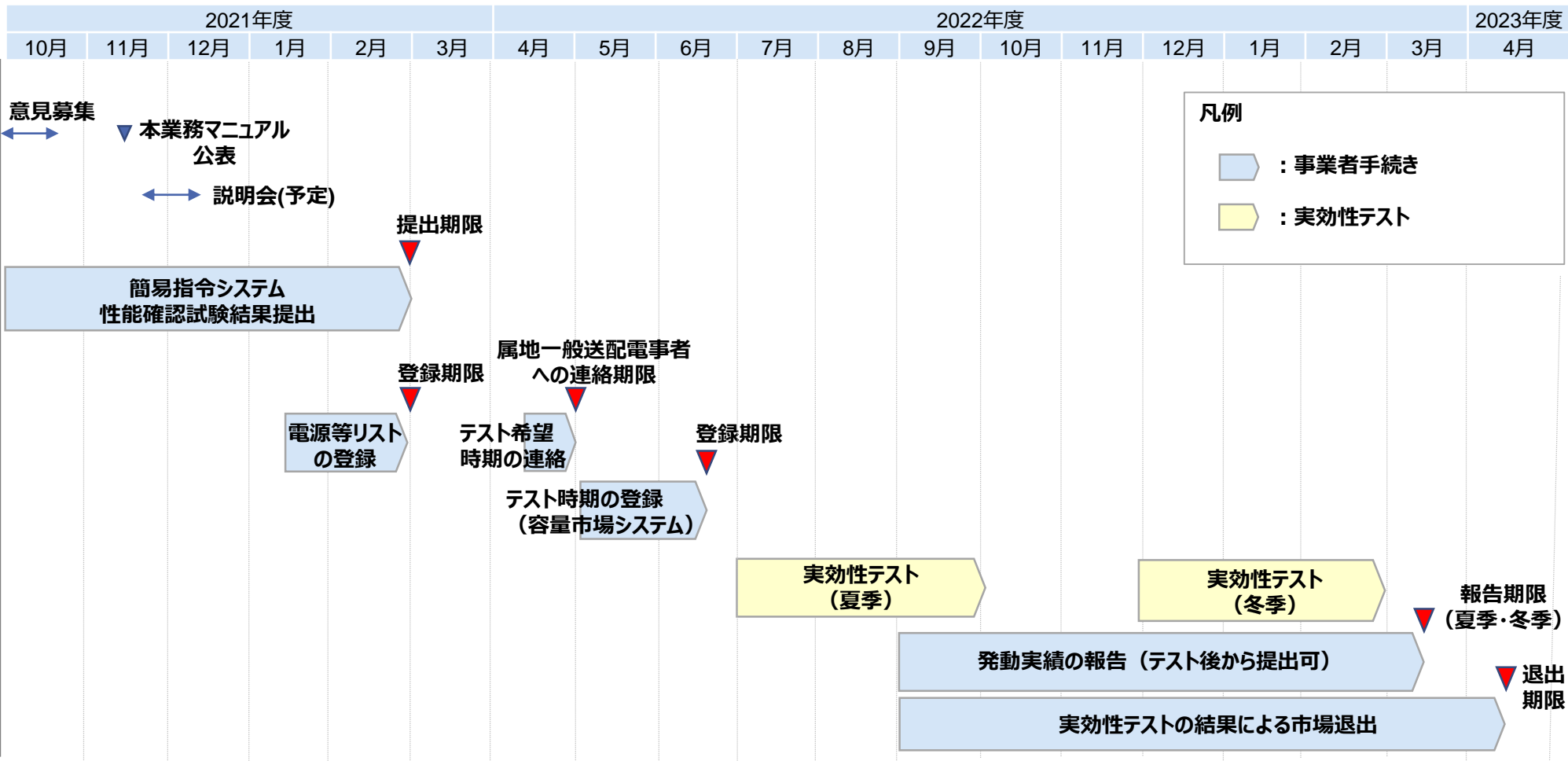
- 本機関で、対象事業者が報告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致しているか審査を行います。
- 容量確保契約を締結済の発動指令電源は、**確定した期待容量が1,000kW未満である場合、市場退出（全量退出）**となります。また、確定した期待容量が1,000kWを上回っているものの**容量確保契約容量を下回っている場合、容量確保契約容量と期待容量の差分が市場退出（部分退出）**となります。
- なお、審査結果が不合格となった場合は、審査コメントを踏まえて、発動実績の報告を再度実施してください。発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合、容量確保契約を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。
- 容量確保契約を締結済の発動指令電源が全量退出した場合や、不合格時における不備が解消されない場合は、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

- 実効性テスト後の期待容量が容量確保契約容量を下回る場合には、容量確保契約容量も変更となります。
 - ① 実効性テスト後の期待容量が1,000kW未満の場合、市場退出（全量退出）となります。
 - ② 実効性テスト後の期待容量が1,000kW以上の場合、容量確保契約容量と実効性テスト後の期待容量の差分が市場退出（部分退出）となります。
- 本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」の第2章2.6と第3章を参照し、すみやかに手続きを行ってください。2023年4月10日までに市場退出の手続きがされない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。



8. 容量市場実需給2024年度向けスケジュール 発動指令電源提供者

■ 発動指令電源提供者における実効性テストのスケジュールは以下の通りです。



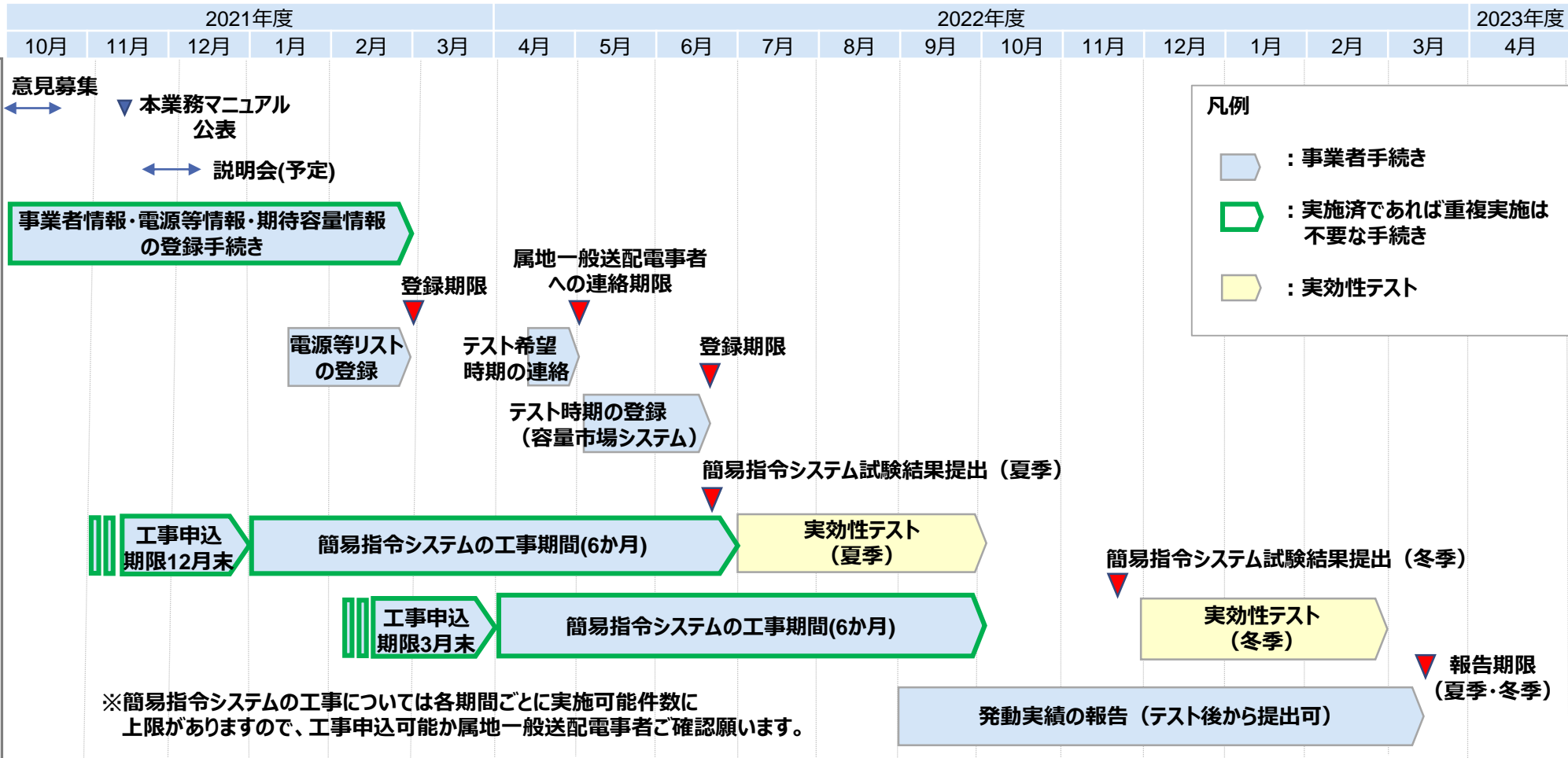
凡例

- (Blue Arrow) : 事業者手続き
- (Yellow Arrow) : 実効性テスト

容量市場における主な手続き

8. 容量市場実需給2024年度向けスケジュール 容量市場へ参加予定の事業者

■ 容量市場へ参加予定の事業者における実効性テストのスケジュールは以下の通りです。



容量市場における主な手続き

■ 実需給2024年度に向けた容量市場関連文書について、公表済みのものと今後公表予定のものは以下の通りです。

関連文書等	概要	公表状況	
容量市場関連文書	容量市場 メインオークション 募集要綱 ※1※2	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 (様式1) 容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 (様式2) 期待容量等算定諸元一覧 (様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：公表済
	その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> ・追加オークション募集要綱、特別オークション募集要綱、等 	(今後公表予定)
	容量確保 契約書 ※1※3	<ul style="list-style-type: none"> ・容量提供事業者求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 	公表済
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	<ul style="list-style-type: none"> ・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：公表済
	メインオークションの 参加登録編	<ul style="list-style-type: none"> ・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：公表済
	メインオークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：公表済
	実需給前に実施すべき業務 (全般) 編	<ul style="list-style-type: none"> ・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度向け：公表済 ・2025年度向け：今後公表予定
	電源等差替編	<ul style="list-style-type: none"> ・電源等差替の手順、提出書類等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度向け：今後公表予定
	実効性テスト編	<ul style="list-style-type: none"> ・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度向け：今回の意見募集対象
	その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> ・追加オークションの参加登録編、追加オークション・容量確保契約編、アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量拠出金編、等 	(今後公表予定)
容量市場 システム マニュアル※3	<ul style="list-style-type: none"> ・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済	
事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済	
その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> ・容量停止計画管理等 	(今後公表予定)	

- 【Q-1】実効性テストを冬に実施する場合でも、電源等リストの登録は2月末日までに行わなければならないのか。
- 【A-1】リソースの重複等の確認のため、実効性テストを受ける時期に関わらず、登録期限は2022年2月末としております。

- 【Q-2】実効性テストが2日連続で開催される場合があるか。
- 【A-2】過去の審議会において、電源 I 'の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。なお、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テストを実施する場合があることとしております。

- 【Q-3】実効性テストの結果に応じて期待容量を増加させた場合、容量確保契約容量も増加するのか。
- 【A-3】容量確保契約容量は変更されません。期待容量が増加した場合は追加オークション(調達オークション)への応札が可能です。

- 【Q-4】実効性テストの結果、一部市場退出となった場合、いつ市場退出に係る経済的ペナルティを支払い、いつ広域機関から返金を受けられるのか。
- 【A-4】時期につきましては現在詳細検討中です。定まり次第、何らかの形で周知させていただく予定です。

- 【Q-5】発動指令電源対象の電源はベースラインがゼロの為、応札容量分まで発電出来れば、実効性テストには合格するのか。また、実需給時においても（平常時かひっ迫時かにかかわらず）応札容量分発電し続けていけば、リクワイアメントを満たすという理解でよいか。
- 【A-5】ご認識の通りです。

- 【Q-6】需要抑制BG組成の手続きを先行して進めることは可能でしょうか。
- 【A-6】可能です。
補足ですが、実効性テストでは、供給力を一送が調整力としては買い取りません。そのため、一送との託送供給契約を結んで、供給力を相対契約のある小売電気事業者へ売電する、または市場に応札する必要があります。

- 【Q-7】電源I'の発動と実効性テストのタイミングが同日、若しくは同時刻に発生することはあるのか。その場合でも実効性テストの評価方法は変わらないのか。
- 【A-7】電源 I '厳気象対応調整力の公募において、「発動指令電源と電源 I 'で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I 'を同日に指令する場合、電源 I 'の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う（なお、電源 I '発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行なわない）。」旨とされておりますので、ご確認をお願いします。

<参考>

「容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

https://www.occto.or.jp/iken/2021/210929_youryou_gyomumanua_ikenboshu.html

- 問合せ先は下記ページをご確認ください。
- <https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase.html>

電力広域的運営推進機関

OCCTO

English お問い合わせ

検索 専用システム

広域機関について

各種手続き

① 当機関からのお知らせ

委員会・検討会

報告書

意見募集

調達

採用情報

twitter facebook

広域機関の会員になる方 発電事業者 小売事業者 送配電事業者 容量市場関係の方

ホーム > 容量市場・発電設備等の情報掲示板 > 容量市場 > 容量市場に関するお問い合わせ連絡先

— 容量市場に関するお問い合わせ連絡先 —

容量市場に関するお問い合わせ連絡先をご案内します。
なお、恐れ入りますが、お問い合わせの前にFAQをご覧ください。

容量市場 FAQ

現在、多くのお問い合わせをいただいております。回答までに7~10日ほどのお時間をいただいておりますので、ご了承下さい。

— 参加登録専用問合せ窓口 —

下記に関するお問い合わせは、参加登録お問い合わせフォーマットにご記入の上（※）、以下のメールアドレスまでお送りください。

参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）
※応札に関するお問い合わせは、その他の問合せ窓口にお送りください。

事業者コード・クライアント証明書・系統コード
※事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問い合わせ先は、下記資料内をご参照ください。

資料：容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について (718KB)

メールアドレス：youryou_toroku@occto.or.jp

参加登録お問い合わせフォーマット (20KB)

※メール本文への質問事項の記入はお控え下さい

— その他の問合せ窓口 —

参加登録以外に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお送りください。お問い合わせ内容はメール本文に記載していただいても構いません。
なお、お問い合わせの際には、「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号」を明記するようにしてください。

メールアドレス：youryou_inquiry@occto.or.jp

こちらまでお問い合わせください。